

令和4年8月 30 日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「災害対策医薬品供給車両を用いた過疎地域における調剤モデルに関する実証」及び「前払式支払手段と交換可能なポイントを労働者へ付与することに関する実証」の2案件が認定されました。

1件目は、岐阜薬科大学附属薬局から、主務大臣である厚生労働大臣に対して申請された「災害対策医薬品供給車両を用いた過疎地域における調剤モデルに関する実証」(以下「実証計画①」という)です。

現状経済的理由などにより薬局が存在しない医療過疎地において、医師と薬剤師によるダブルチェックや適正な在庫管理などのメリットがある医薬分業を行うため、災害対策医薬品供給車両を平時に活用するのは日本初の試みであり、実証により患者や医師の利便性が向上することが検証されれば、当該医療過疎地における患者や医師の選択肢を増やし、便益に資するものとなることが期待され、また、災害対策となることも期待されます。

この実証計画①では、薬局が存在しない医療過疎地に派遣された災害対策医薬品供給車両において調剤を実施することの有用性を検証します。

(実証計画の概要は、[資料1](#)のとおり)

2件目は、株式会社 Kort Valuta(コートヴァリュタ)から、主務大臣である経済産業大臣、厚生労働大臣に対して申請された「前払式支払手段と交換可能なポイントを労働者へ付与することに関する実証」(以下「実証計画②」という。)です。

非接触や非対面、オンラインでの消費が拡大するなど社会が大きく変化する中、労働者の自由な選択の下、賃金や福利厚生等といった企業からの金銭支払の受取り方法として銀行振込以外の選択肢を増やすことは労働者の便益に資するものと期待されます。

この実証計画②では、前払式支払手段と交換可能なポイントの付与が労働

者の便益に資することを確認するとともに、企業による賃金・手当等のデジタル支給に利用した場合の課題等を検証します。

(実証計画の概要は、[資料2](#)のとおり)

【参考】

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局)に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っております。

※ 規制のサンドボックス制度の仕組みは、[資料3](#)のとおりです。

【問合せ先】

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

新技術等社会実装推進チーム(規制のサンドボックス制度担当)

担当:岡田、築山、濱野、平田

03-3581-0769(直通)

【主務省庁 問合せ先】

(実証計画①)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

担当:青柳・中村

03-5253-1111(内線 2712)、03-3595-2377(直通)

(実証計画②)

経済産業省 商務・サービスグループ キャッシュレス推進室

担当:降井、福永、村井、箕輪

03-3501-1252(直通)

厚生労働省 労働基準局 監督課

担当:犬伏、中嶋

03-5253-1111(内線 5424)、03-3595-3202(直通)

【認定事業者 問合せ先】

(実証計画①)

岐阜薬科大学 地域医療実践薬学研究室 担当: 林

058-230-8100(内線 3614)

(実証計画②)

株式会社 Kort Valuta 担当: 北澤

03-6303-2555

(以 上)